

栃木県\_下野新聞2021年6月20日掲載\_那須塩原市への協力要請

## 指定廃棄物 那須塩原市への協力要請



解決に向けて、一歩ずつ前に。

指定廃棄物の処理は、国が責任を持って進めます。

## 6月2日、農家保管の指定廃棄物の暫定集約について 那須塩原市に協力要請を行いました。

栃木県内では、指定廃棄物を保管いただいている農家の方々の負担を軽減するため、市町ごとに暫定的な集約を進めることとしています。令和3年6月2日、堀内環境副大臣が那須塩原市を訪問し、渡辺市長に暫定集約に関する協力要請を行いました。今後、市と協議しながら、具体的な集約手順とスケジュールをまとめ、着実に取組を進めていきます。

### 那須塩原市への4つの協力要請

#### 1 農家保管の指定廃棄物に係る暫定保管場所

現在、保管庫内で指定廃棄物(焼却灰)が保管されている那須塩原クリーンセンターを暫定保管場所とし、保管庫に8,000Bq/kg超の農林業系指定廃棄物を集約します。

#### 2 集約保管スペースの確保

那須塩原クリーンセンターで現在保管中の指定廃棄物(焼却灰)のうち8,000Bq/kg以下のものを指定解除し、市の処分場に処分することで、集約保管スペースを確保します。

#### 3 8,000Bq/kg以下の農業系指定廃棄物の処分

那須塩原クリーンセンターの受け入れ準備が整った段階で8,000Bq/kg以下の農業系指定廃棄物を順次搬入して指定解除を行い、一般ごみと混焼し、処分します。

#### 4 8,000Bq/kg超の農業系指定廃棄物の保管・処分

集約した8,000Bq/kg超の農業系指定廃棄物は8,000Bq/kg超の焼却灰とあわせて保管を継続し、今後濃度が下がった段階で順次指定解除、処分を行います。

指定廃棄物の集約作業は国主体で行うとともに、指定解除後の廃棄物の処分についても財政的・技術的支援を行います。  
安全の確保に万全を期しつつ、農家の負担軽減に向け具体的に取り組んでまいります。

引き続き、県や市町と連携し、保管農家の負担軽減策について取組を進めていきます。



環境省

特定廃棄物に関するお問い合わせ窓口 ☎ 0120-869-444 フリーダイヤル(9:30~18:15 日祝除く) 環境省 放射性物質汚染廃棄物処理情報サイト <http://shiteihaiki.env.go.jp/>

栃木 指定廃棄物

検索

